有田川町における居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

１　特定事業所集中減算について

　　　毎年度２回の判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、対象となるサービスのいずれかで、同一法人が開設する事業者によって提供されたものの占める割合が８０％を超えている場合には、正当な理由がある場合を除き、減算適用期間の全ての居宅介護支援費が1月200単位/件の減算となります。

対象となるサービス・・・訪問介護,通所介護,福祉用具貸与,地域密着型通所介護

２　判定の方法について

1. 判定については、毎年度２回（前期及び後期）行います。
2. すべての居宅介護支援事業所は、居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式（以下「判定様式」という。）により判定を行い、判定の結果が８０％を超えた場合は、判定様式を町に提出してください。なお、判定様式はメールで送信します。
3. 判定様式については、町への提出の要否にかかわらず作成し、判定期間後の減算適用期間が完結してから５年間保存してください。
	* 新規指定を受けた居宅介護支援事業所については、判定の結果にかかわらず、指定を受けた年月日が属する判定期間の判定様式を町に提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 判定期間 | 町への報告期限 | 減算適用期間 |
| 前期 | 3月1日から8月末日 | ９月１８日 | １０月１日から３月末日 |
| 後期 | ９月１日から２月末日 | ３月１５日 | ４月１日から９月末日 |

* + **平成３０年度前期の判定期間は、４月１日から８月末日**

３　具体的な計算式

　　　対象となるそれぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が８０％を超えた場合に減算となります。

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置づけた計画数

４　正当な理由について

　　　８０％を超えたことについて、次の（１）～（８）のいずれかに該当する場合は、正当な理由があるものとして、特定事業所集中減算の対象外とします。

　　　なお、正当な理由がない場合は、判定様式の提出に加え、減算に係る届出も行ってください。

【正当な理由】

（１）居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象となる訪問介護等のサービス事業所が、サービス種類ごとでみた場合に５事業所未満である場合。

　　※事業所数については、（前期：３月１日現在、後期：９月１日現在）で判断する。

（２）特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合

（３）旧金屋町、旧清水町に所在する施設である場合（過疎地域）

（４）判定期間の１月あたりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下であるなど事業所が小規模である場合

（５）判定期間の１月あたりの特定事業所集中減算の対象となる訪問介護等のサービスを位置づけた居宅サービス計画件数が、サービス種類ごとでみた場合に平均１０件以下である場合

（６）利用者の希望等を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合

　正当な理由が（５）によるときは、当該理由を記載するほか、居宅サービス計画を作成する際の利用者への訪問介護等のサービス事業所の紹介方法も併せて判定様式の正当な理由の欄に記載してください。

　この場合、利用者が訪問介護等のサービス事業所を選択・決定する際に、適切に訪問介護等のサービスが選択・決定されたことがわかる書面【挙証資料】（利用者が当該訪問介護等サービス事業所を選択した理由等が記載されており、利用者の署名・捺印があること）の写しを必ず提出してください（提出された挙証資料の内容によっては、挙証資料の追加提出を求めたり、個別のヒアリング等を実施する場合があります）

　利用者の心身の状態等から利用者自身が署名・捺印することが困難である場合は、当該利用者の家族等の署名・捺印で差し支えありませんが、利用者の家族等が署名・捺印した理由を記載してください。

　なお、挙証資料については、過去に利用者の署名・捺印のある書面の写しを提出している利用者については、新たに当該書面を提出する必要はありませんが、判定期間の利用者全員の一覧表を作成し、利用者名の横に「挙証資料提出済」と記載のうえ提出してください。

　※既に契約が終了している利用者については、挙証資料の提出は不要ですが、当該利用者の契約終了年月日及び理由を利用者一覧表へ記入してください。（契約終了前に挙証資料を書いてもらっている場合は、それを提出しても差し支えありません。）

（７）休廃止した居宅介護支援事業所から、判定期間内において、利用者の引継が行われた場合。

　※当該引継に関係なく８０％を超えている場合は、減算の対象となるので注意してください。

　正当な理由が（６）によるときは、判定様式の正当な理由の欄に、引継を受けた分の居宅サービス計画数と、紹介率最高法人の計画数を記入してください。また、引継ぎが行われたことがわかる書類（引継書類）を添付してください。

（８）判定期間中に、新規指定を受け、又は再開、休廃止した事業所である場合。